

第6期京丹後市障害福祉計画（案）

～共に生きる障害者福祉の充実～

令和3年3月策定

京丹後市

【目 次】

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 障害者総合支援法等の概要	1
第2節 計画の性格	3
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の視点	4
第2章 障害のある人の状況	5
第1節 障害のある人の状況	5
第2節 特別支援学校の就学状況	11
第3章 令和3年度に向けた目標指標の設定	12
第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行	12
第2節 精神病床における1年以上長期入院患者数	13
第3節 福祉施設から一般就労への移行	14
第4章 自立支援給付・地域生活支援事業の推進	15
第1節 障害福祉サービスの基盤整備	15
第2節 地域生活支援事業の推進	35
第5章 障害児福祉計画	51
第1節 児童福祉法等の概要	51
第2節 障害児通所支援の推進	51
第3節 障害児相談支援の推進	55
第6章 計画の推進体制の構築	56
第1節 地域との連携	56
第2節 保健・医療との連携	56
第3節 庁内推進体制の整備	56
第7章 計画の点検・評価	57

第1章 計画の策定にあたって

第1節 障害者総合支援法等の概要

国では、地域生活における共生の実現に向けて、「障害者自立支援法」を改正し、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律を整備し、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」を施行しています。

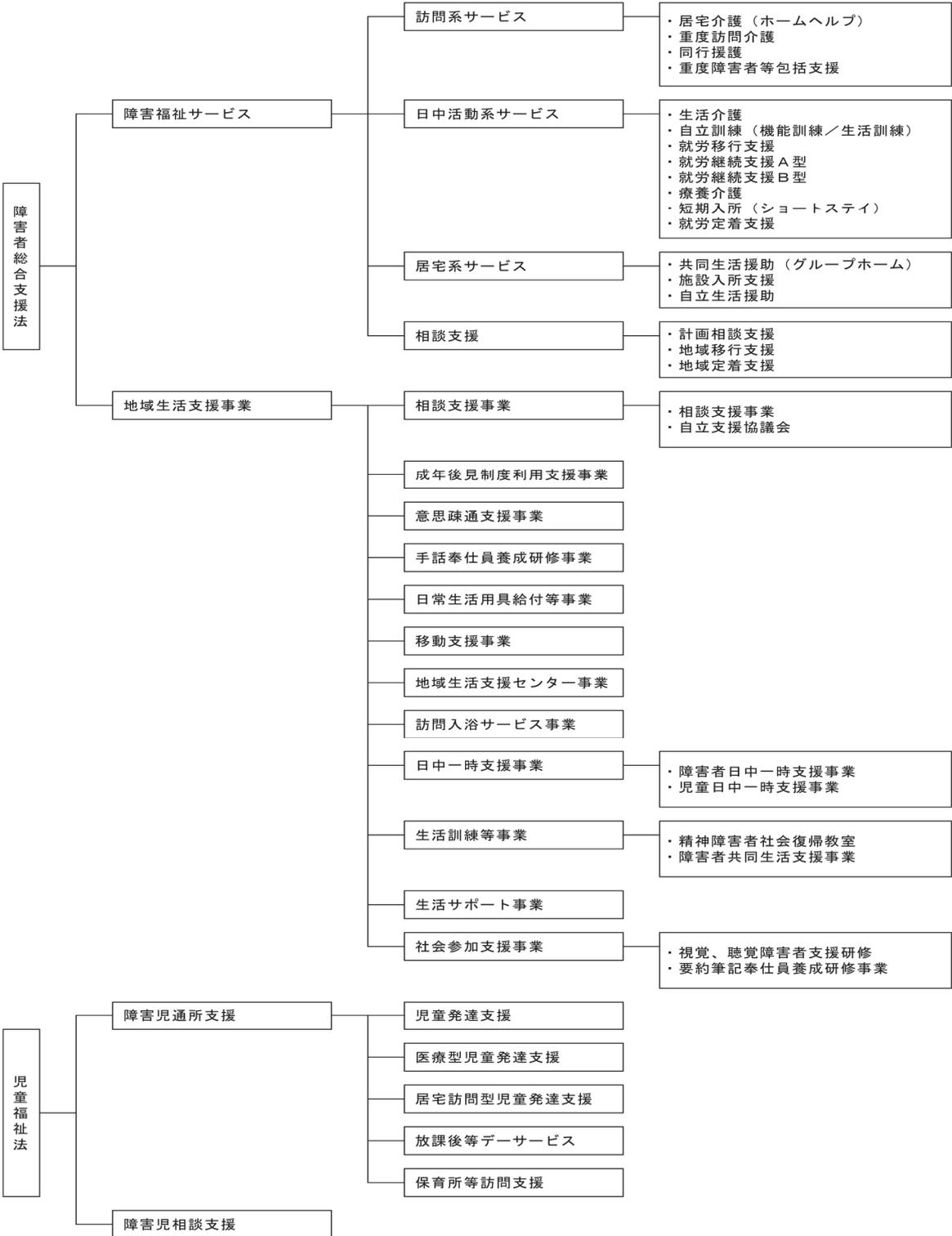
平成30年4月には、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律を施行し、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこととしています。

なお、本計画は障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

第6期障害福祉計画見直しのポイント

- 1 地域における生活の維持及び継続の推進
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 相談支援体制の充実・強化等
- 4 障害福祉人材の確保
- 5 福祉施設から一般就労への移行等
- 6 発達障害者等支援の一層の充実
- 7 障害者の社会参加を支える取組
- 8 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 9 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- 10 障害福祉サービス等の質の向上

◆サービスの体系



第2節 計画の性格

本計画は、国が示した基本指針（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和2年5月19日厚生労働省告示第213号）（以下「国の指針」という）を踏まえ、策定しています。

主な内容は次のとおりです。本計画はこれらの改正の内容を踏まえて策定しました。

【定める（見直す）こととされている事項】

- 令和5年度の福祉施設入所者の地域生活への移行人数
- 令和5年度の精神病床における1年以上長期入院患者数
- 令和5年度の福祉施設から一般就労への移行人数
- 令和5年度までの各年度における障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村の地域生活支援事業及び障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み

第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

本計画は、第3次京丹後市障害者計画の基本理念を踏まえ、平成30年度から令和2年度第5期障害福祉計画のサービス実績、見込み量等を換算し、見直しを行い、その後の3年間の計画期間において障害者総合支援法に基づく自立支援給付、地域生活支援事業等の各種福祉サービスについて、令和5年度までの目標値を設定します。

また、計画については、今後、国の動向に伴い計画の根幹となる法律や制度等について大幅な変更が生じた場合、適宜、見直しを行うものとします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		第3次	障害者計画	(6年間)	
第5期	障害福祉計画	(3年間)			
		見直し	第6期	障害福祉計画	(3年間)

第4節 計画の視点

1 障害者の自己決定と自己選択の尊重

障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

2 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくりや地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

3 障害者の能力・才能への気づきと創造・開花を促進

人は個人それぞれに秘めた才能を持っています。障害者にその才能の創造と開花の場と機会を提供することにより新たな可能性を引き出し、その素晴らしい才能が豊かに育まれ、生き生きと自立し、様々な分野で活躍していく生活に繋げるとともに、障害のある人もない人も関係なく支え合い高め合って共生が多彩に発展していく環境整備を進めます。

4 地域社会の理解と参加の促進

サービス提供や基盤整備について、サービスを利用する障害者のニーズを適切に把握し、その意向を計画に反映することはもちろんですが、障害及び障害者に対する地域社会の理解を得ることもまた重要です。本計画の作成にあたっては、自立支援協議会をはじめ、障害者本人や地域住民、企業等へ幅広く参加を求めるほか、啓発・広報活動を積極的に進めます。

5 総合的な取り組み

障害者の地域生活への移行、就労支援等の推進にあたっては、福祉分野のみならず、雇用、教育、医療といった分野をこえた総合的な取り組みが不可欠です。公共職業安定所や特別支援学校等の行政・教育機関、企業、医療機関といった関連する機関の参加を求め、数値目標の共有化、地域ネットワークの強化等を進めます。

6 目標値・サービス見込量に対する基本的な考え方

第6期障害福祉計画の目標値・サービス見込量は、第5期計画の実績数値に伴う現状把握や地域における課題、障害者等のニーズを踏まえ、必要なサービス量を見込んでいます。また、数値目標の考え方は、国の指針を踏まえつつ、これまでの実績や地域資源の状況を考慮し設定しています。

第2章 障害のある人の状況

第1節 障害のある人の状況

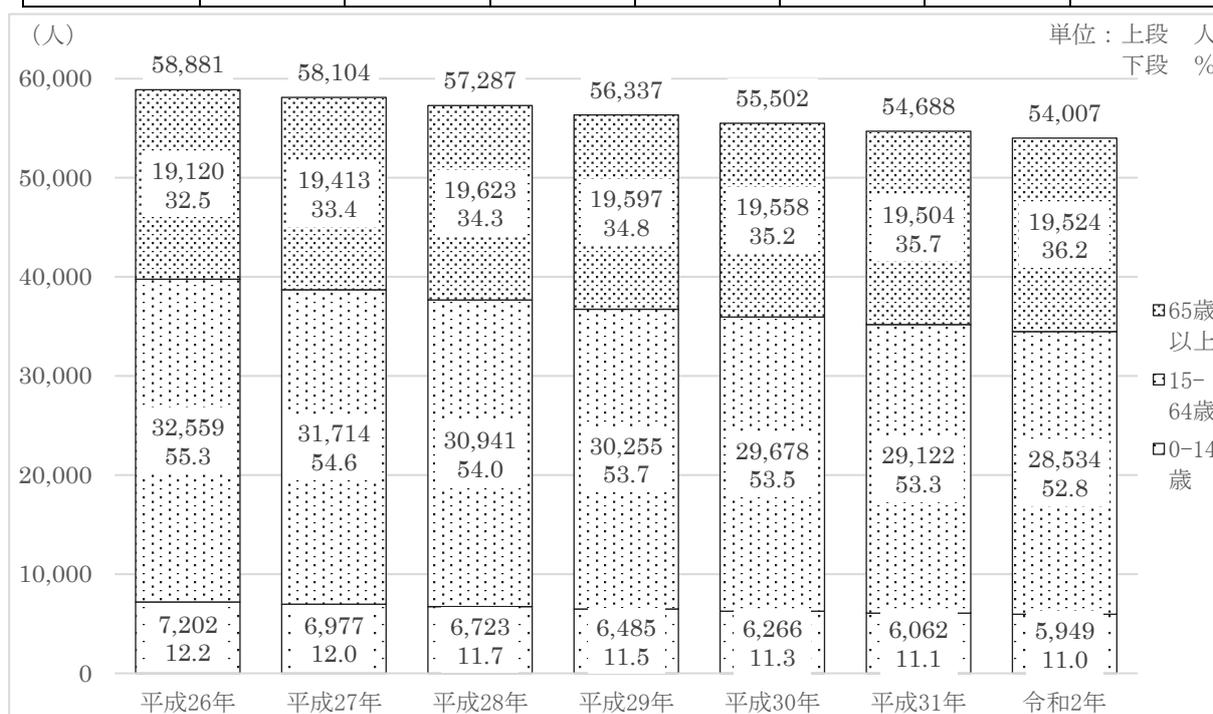
1 京丹後市の人口の状況

本市の総人口の推移をみると、令和2年は54,007人で、平成26年の58,881人と比べると4,874人減り、8.3%の減少となっています。年齢区分別にみると、「0～14歳」は1,253人減り、17.4%の減少、「15～64歳」は4,025人減り、12.4%の減少となっており、少子化の進行や生産年齢人口の減少が拡大している状況にあります。「65歳以上」は平成26年から404人増え、2.1%の増加となっており、高齢化率も32.5%から36.2%と3.7ポイント高く、高齢化が進んでいます。

総人口の推移

(単位：人)

年齢	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
0～14歳	7,202	6,977	6,723	6,485	6,266	6,062	5,949
15～64歳	32,559	31,714	30,941	30,255	29,678	29,122	28,534
65歳以上	19,120	19,413	19,623	19,597	19,558	19,504	19,524
合計	58,881	58,104	57,287	56,337	55,502	54,688	54,007



■資料：住民基本台帳登録人口：各年3月31日現在

2 障害者手帳所持者の推移

本市の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各手帳所持者数の総数は、令和元年度末で 4,438 人となっています。このうち身体障害者手帳が 78.0%を占め最も多く、次いで療育手帳が 14.4%、精神障害者保健福祉手帳が 7.6%となっています。

平成 28 年度から令和元年度の 3 年間の推移を見ると、身体障害者手帳所持者数は 96 人減少、療育手帳所持者数は 17 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 12 人増加しています。

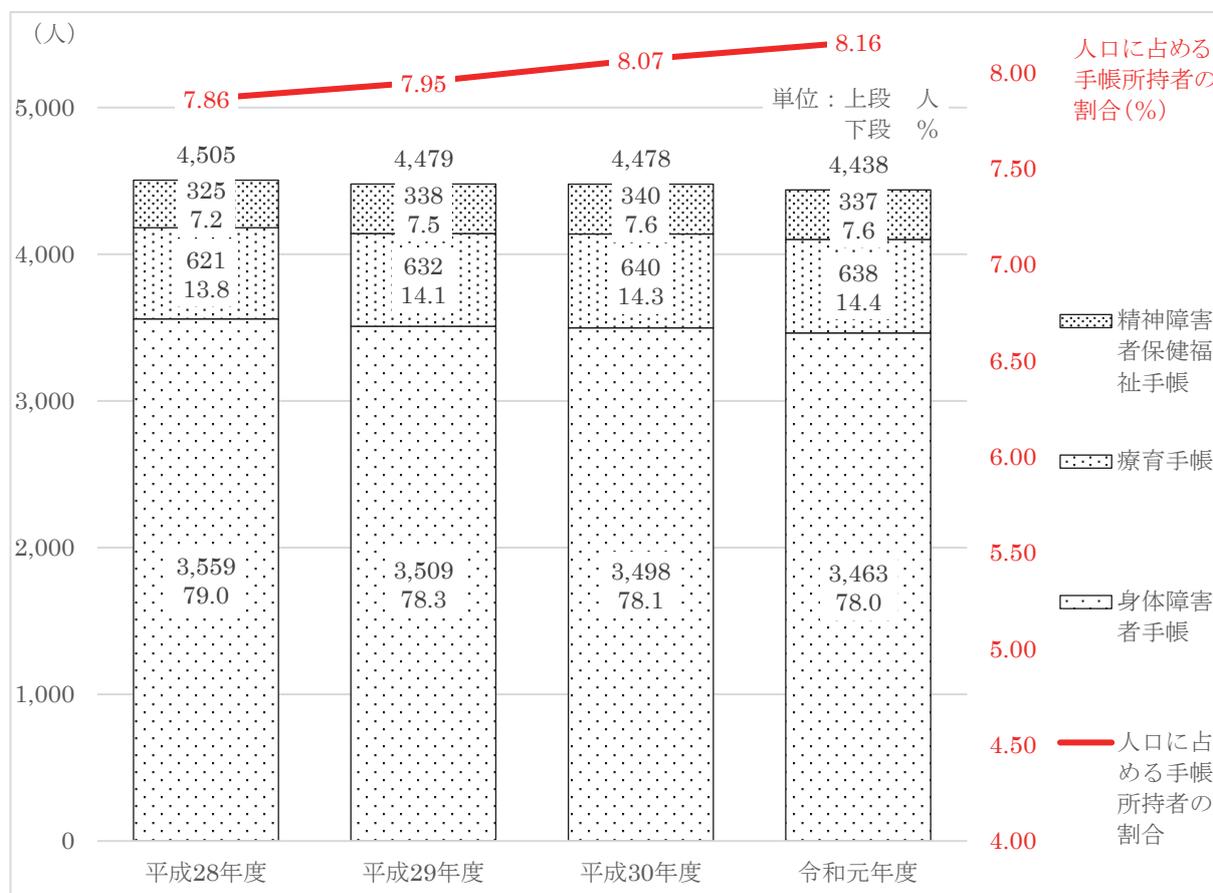
障害者手帳の状況

(単位：人)

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
身体障害者手帳	3,559	3,509	3,498	3,463
療育手帳	621	632	640	638
精神障害者保健福祉手帳	325	338	340	337
合 計	4,505	4,479	4,478	4,438

各年度 3 月末現在

障害者手帳の交付状況



3 障害者手帳所持者の状況

(1) 身体障害者の状況

令和元年度の身体障害者の障害別手帳交付は、肢体不自由が53.9%と最も多く、次いで内部障害29.5%で、この2障害で全体の83.5%を占めています。また、平成28年度から令和元年度の3年間の減少数は肢体不自由92人で最も多く、次いで視覚障害が12人の順になっています。聴覚障害は横ばい、内部障害は増加傾向にあります。

身体障害者手帳所持者の等級別割合を見ると、『軽度』（「5級」と「6級」の合計）については、17.5%であるのに対し、『重度』（「1級」と「2級」の合計）については、約40%となっており、『軽度』より『重度』の割合が高くなっています。

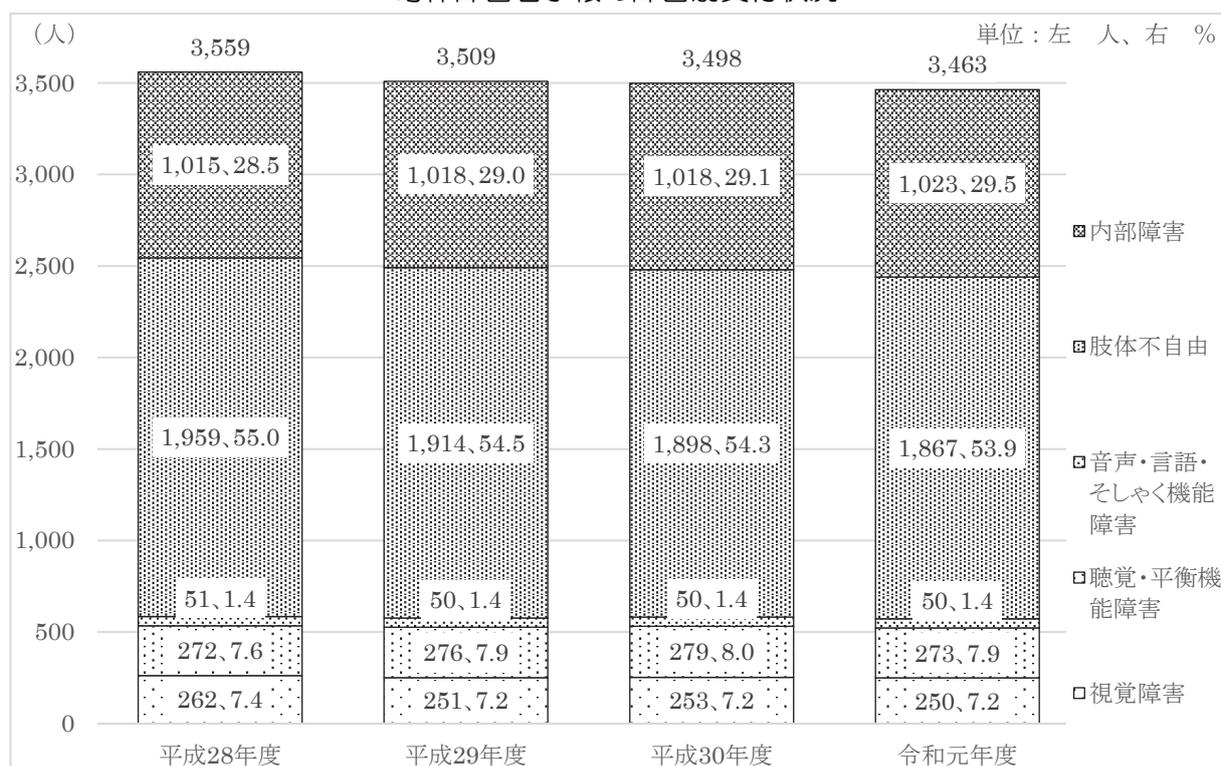
身体障害者手帳の年度別推移（種類別）

（単位：人）

年 度	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
平成28年度	262	272	51	1,959	1,015	3,559
平成29年度	251	276	50	1,914	1,018	3,509
平成30年度	253	279	50	1,898	1,018	3,498
令和元年度	250	273	50	1,867	1,023	3,463

各年度3月末現在

身体障害者手帳の障害別交付状況



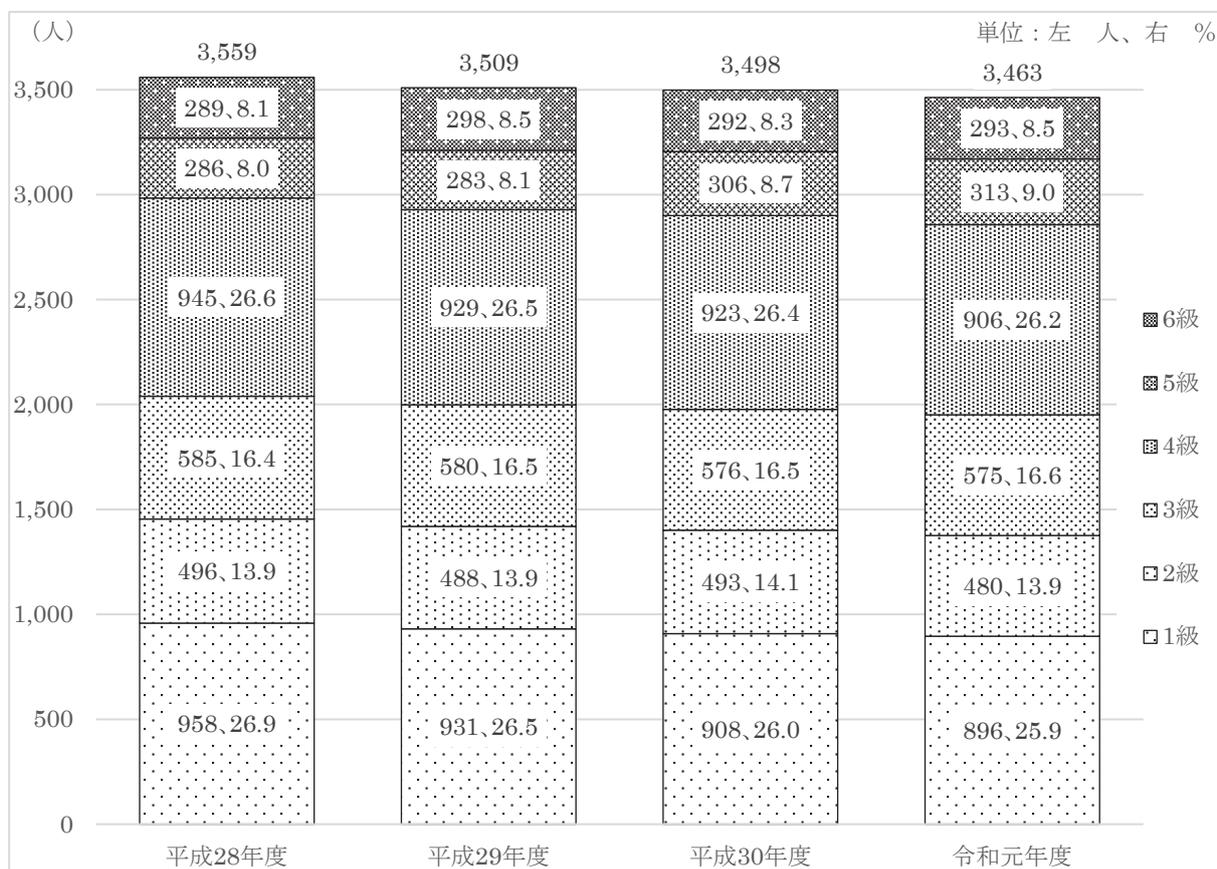
身体障害者手帳の年度別推移

(単位：人)

年 度	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計	内 65 歳 以上
平成 28 年度	958	496	585	945	286	289	3,559	2,858
平成 29 年度	931	488	580	929	283	298	3,509	2,825
平成 30 年度	908	493	576	923	306	292	3,498	2,812
令和元年度	896	480	575	906	313	293	3,463	2,797

各年度 3 月末現在

身体障害者の等級別交付状況



※ 身体障害者手帳：

身体に障害のある人が「身体障害者福祉法」に定める障害に該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障害により視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、内部障害に分けられる。

※ 内部障害：

身体障害の一種類で、呼吸器機能障害、心臓機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害がその障害範囲。

■身体障害者手帳に係る資料：京丹後市障害者福祉課

(2) 知的障害者の状況

療育手帳の所持者の状況は、平成28年度から令和元年度の3年間の増加数は「A」が7人、「B」が10人増え、増加傾向にあります。「A」が重度であり、令和元年度では「B」は「A」より6.0ポイント割合が高くなっています。

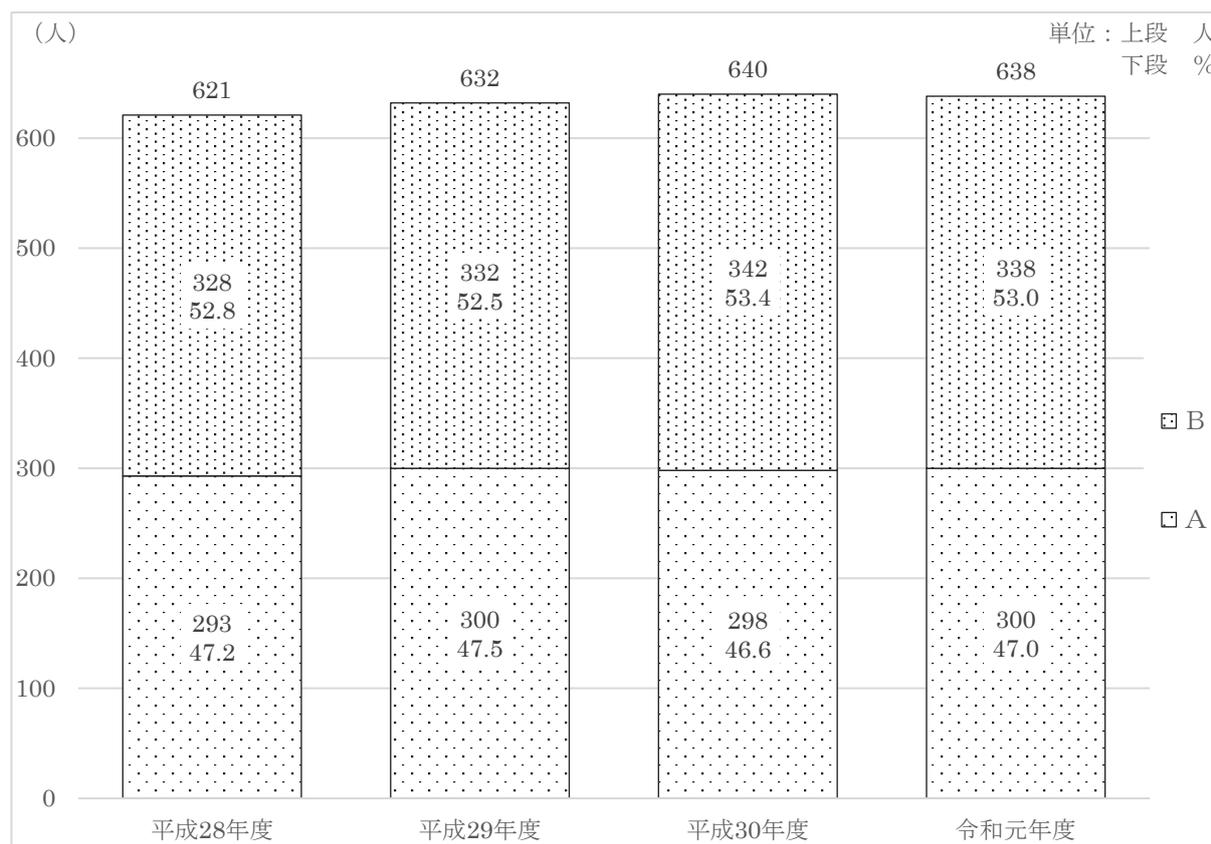
療育手帳年度別推移

(単位：人)

年度	A	B	計	内18歳以上
平成28年度	293	328	621	535
平成29年度	300	332	632	550
平成30年度	298	342	640	557
令和元年度	300	338	638	566

各年度3月末現在

療育手帳の等級別交付状況



※ 療育手帳：

児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された人に対して交付される手帳。障害の程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度である。

■療育手帳に係る資料：京丹後市障害者福祉課

(3) 精神障害者の状況

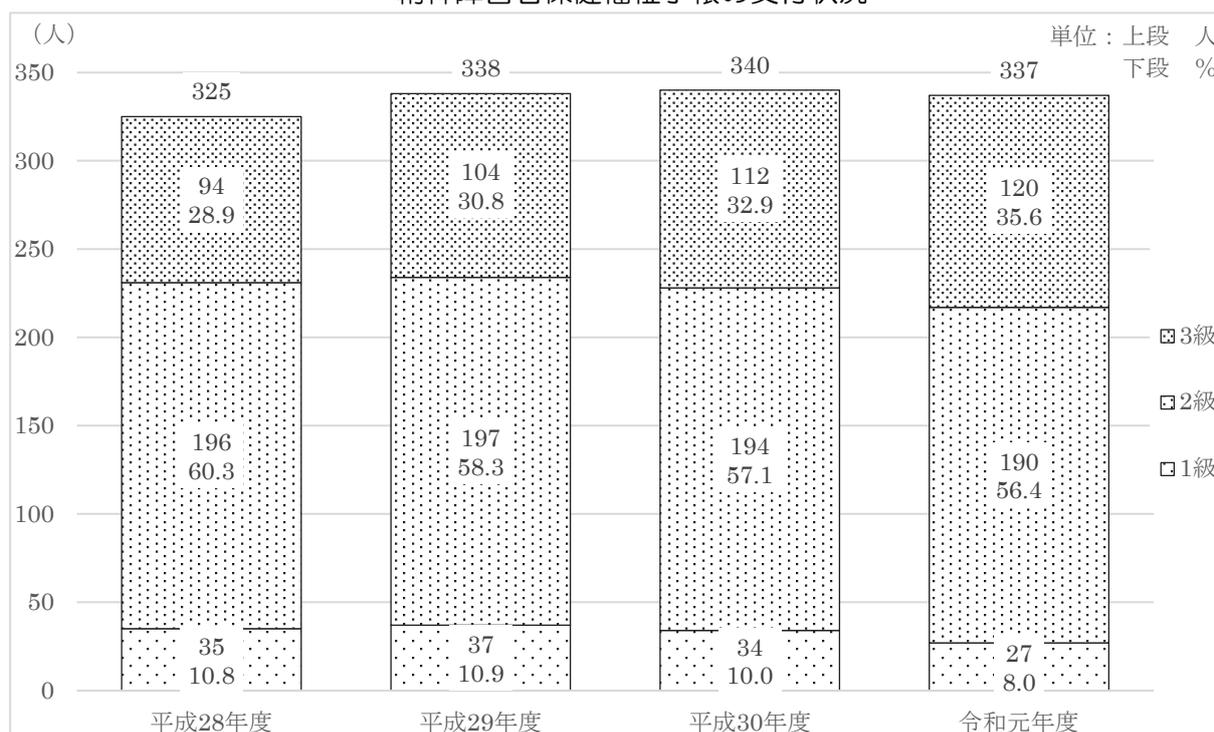
精神障害者保健福祉手帳の所持者の状況は、平成28年度から令和元年の3年間の推移は「1級」が8人減り、「2級」が6人減り、「3級」が26人増え、全体人数は12人増え、増加傾向にあります。令和元年度の精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別割合をみると、「1級」が一番重度で8.0%、「2級」が56.4%、「3級」が35.6%となっており、「2級」の割合が最も高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳の年度別推移 (単位：人)

年度	1級	2級	3級	計
平成28年度	35	196	94	325
平成29年度	37	197	104	338
平成30年度	34	194	112	340
令和元年度	27	190	120	337

各年度3月末現在

精神障害者保健福祉手帳の交付状況



※ 精神障害者保健福祉手帳：

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県知事及び指定都市の市長が交付する手帳で、一定の精神障害の状態にあることを証する。精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた人に対して各種の支援策が講じられる。手帳の等級は、1・2・3級まであり、精神疾患（機能障害）の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判定される。

■精神障害者保健福祉手帳に係る資料：京丹後市障害者福祉課

第2節 特別支援学校の就学状況

1 特別支援学校の就学数の状況

令和2年10月1日現在の京都府立与謝の海支援学校の各学部の児童・生徒数は、以下のとおりとなっています。

京丹後市からの児童・生徒は全体の52.5%を占めています。

与謝の海支援学校の児童・生徒数（令和2年10月1日現在）

学部	全体の児童・生徒数	うち京丹後市の児童・生徒数
小学部	38	25
中学部	41	17
高等部	41	21
計	120	63

■資料：京都府立与謝の海支援学校

第3章 令和5年度に向けた目標指標の設定

第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針

令和元年度末時点における施設入所者数の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行することを目指すとともに、令和5年度末時点における施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

目標数値

本市では、国の指針に従い、施設入所者の地域生活への移行をめざすため、市内におけるサービス提供基盤の状況や、市内入所施設法人及びサービス提供事業所との連携を図りながら、平成30年度から始まった就労定着支援制度の活用や、グループホームの定員増や増設の検討を積極的に進め、今後の地域における支援体制状況等を勘案し、以下の数値目標を設定、取り組みを進めます。

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の入所者数(A)	97人	令和2年3月31日の施設入所者数
【目標値】(A)の内、令和5年度までの地域生活移行者数(C)	6人	施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した者の数
令和5年度末時点の入所者数(B)	94人	令和5年度末時点の施設入所者数
【目標値】削減見込	3人	A-B
地域生活移行率	6.2%	(C) / (A) (※目標6%以上)
入所者数削減率	3.1%	(A-B) / (A) (※目標1.6%以上)

第2節 精神病床における1年以上長期入院患者数

国の指針

地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者の内、一定数は地域生活への移行が可能になることから、令和5年度末の精神病床における①65歳以上の1年以上の長期入院患者数 ②65歳未満の1年以上の長期入院患者数を、目標値として設定する。

目標数値

本市では、国の指針に従い、地域の医療関係機関や相談支援事業所、サービス提供事業所との連携を図りながら、精神保健医療福祉体制の基盤の整備について、検討を積極的に進め、今後の地域における支援体制を勘案し、以下の数値目標を設定、取り組みを進めます。

項目	数値	考え方
①65歳以上の1年以上の長期入院患者数	17人	下記参考数値を参考に見込む。 ①②とも、毎年1人ずつ減を目標値として設定。
②65歳未満の1年以上の長期入院患者数	3人	

【参考数値】在院患者数の状況（令和元年6月30日時点）

区分	在院患者数	1年未満	1年以上
65歳以上	36人	15人	21人
65歳未満	26人	19人	7人
計	62人	34人	28人

（アルツハイマー病型等認知症含む。）

※ 本人も家族もまるごと支援する地域包括ケアシステム

長期入院精神障害者の地域移行を進めるにあたり、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、本人も家族もまるごと支援する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

また、認知症施策の取組みと連携し、介護保険サービスと合わせながら地域での生活支援体制の充実を図ります。

第3節 福祉施設から一般就労への移行

国の指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。

目標の設定にあたっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

目標数値

本市では、国の指針を踏まえ、これまでの実績等を勘案し、以下の数値目標を設定し、取り組みを進めます。

項目	数値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数(A)	1人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
就労移行支援	人	
就労継続支援A型	人	
就労継続支援B型	1人	
【目標値】令和5年度の一般就労移行者数(B)	6人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
就労移行支援	2人	
就労継続支援A型	2人	
就労継続支援B型	2人	
増加割合	6.0倍	B/A 【目標 1.27倍以上】
就労移行支援	倍	B/A 【目標 1.30倍以上】
就労継続支援A型	倍	B/A 【目標 1.26倍以上】
就労継続支援B型	2.0倍	B/A 【目標 1.23倍以上】

第4章 自立支援給付・地域生活支援事業の推進

第1節 障害福祉サービスの基盤整備

1 訪問系サービスの見込量と今後の方向性

(1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害支援区分1以上の人に対し、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の生活全般にわたる支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者もしくは精神障害者で、常時介護を必要とし、障害支援区分4以上であって二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれにも「支援が不要」以外と認定されている人、もしくは障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上ある人に対し、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の生活全般にわたる支援、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動が困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な支援を行います。
行動援護	知的障害、精神障害により、行動上著しい困難を有し、障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点が10点以上ある人に対し、行動する際に生じ得る危険回避のための援護や外出時における移動中の支援を行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とし、障害支援区分6であり、かつ意思疎通が著しく困難な人に対し、居宅介護等複数のサービスを提供し、包括的に支援を行います。

【第4・5期サービスの見込量と実績】

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援	見込時間	2,477	2,669	2,812	2,670	2,772	2,877
	見込利用者数	131	140	147	118	122	126
実績	時間分	1,968 (2,355.2)	1,781 (2,263.5)	2,515 (2,410.7)	2,018 (2,352.3)	2,144 (2,290.8)	2,199 (2,148.7)
	人分	100 (106.6)	106 (104.3)	128 (126.3)	123 (124.5)	121 (125.7)	123 (119.8)
居宅介護	時間分	911 (948.6)	931 (991.9)	1,262 (1,182.4)	1,098 (1,129.3)	1,084 (1,170.4)	1,263 (1,286.8)
	人分	72 (72.0)	71 (67.7)	82 (80.2)	82 (80.6)	84 (82.0)	88 (88.7)
重度訪問介護	時間分	4 (94.9)	100 (126.3)	141 (135.5)	116 (129.9)	153 (120.8)	124 (103.4)
	人分	2 (2.4)	4 (2.3)	2 (2.3)	2 (1.8)	3 (2.8)	3 (2.5)
同行援護	時間分	271 (469.8)	261 (492.5)	570 (542.5)	333 (556.1)	322 (466.8)	261 (258.2)
	人分	15 (21.3)	20 (22.5)	30 (29.8)	26 (28.3)	21 (26.8)	20 (18.8)
行動援護	時間分	782 (841.9)	489 (652.8)	542 (550.3)	471 (537.0)	585 (532.8)	551 (500.3)
	人分	11 (10.9)	11 (11.8)	14 (14.0)	13 (13.8)	13 (14.1)	12 (9.8)
重度障害者等 包括支援	時間分	—	—	—	—	—	—
	人分	—	—	—	—	—	—

※表中上段は各年度の3月分実績。また、令和2年度は9月分実績。

表中下段()内は各年度の月あたり平均実績。また、令和2年度は9月分までの平均実績。

他の障害福祉サービスについても同じ。

【第6期サービスの見込量】

サービス名	単位	令和 3年度	平成 4年度	令和 5年度
下の5つの サービス	時間分	2,750	2,765	2,780
	人分	133	134	135
居宅介護	時間分	1,290	1,305	1,320
	人分	86	87	88
重度訪問介護	時間分	150	150	150
	人分	3	3	3
同行援護	時間分	580	580	580
	人分	29	29	29
行動援護	時間分	700	700	700
	人分	14	14	14
重度障害者等 包括支援	時間分	30	30	30
	人分	1	1	1

【考え方】

令和元年度までの実績数値を基礎に、今後の利用者の伸び等を勘案し、サービス見込量を算出しています。

訪問系サービスの見込量確保の方策

訪問系サービスについては、今後、障害のある人の地域生活への移行が進むとともに、障害者及びその家族の高齢化による利用の増加が予想されます。

身体障害や知的障害、精神障害の特性を十分理解し、対応できる従事者（ヘルパー）の養成・確保はもとより、65歳以上の高齢障害者においては、その人の障害特性や生活状況にあった各種サービス提供のため、介護保険制度と障害福祉サービスを組み合わせながらサービスの質が低下することのないよう、障害福祉サービス提供事業所並びに介護保険サービス提供事業所（訪問介護事業所）との連携を図ります。

福祉施設への就職を促進し、福祉体制の充実を図るため、市内の福祉施設で介護福祉士として働く意思のある学生に対し、奨学金の貸与（3年間従事した場合は返還を免除）を行います。

京丹後市福祉サービス事業者協議会が行う人材確保・定着の取組や研修会などの人材育成の取組の支援を通じて、京丹後市全体の採用力の向上と人材育成を進めます。

2 日中活動系サービスの見込量と今後の方向性

(1) 生活介護

【サービスの概要】

サービス名	内容
生活介護	常時介護が必要であり、障害支援区分3以上である人又は年齢50歳以上で障害支援区分2（施設入所を伴う場合、区分3）以上である人に対して、昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【第4・5期サービスの見込量と実績】

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	人日分	5,700	5,980	6,280	5,040	5,103	5,166
	人分	285	299	314	240	243	246
実績	人日分	4,478 (4,739.8)	4,535 (4,783.4)	5,272 (5,354.9)	4,526 (4,921.4)	4,421 (4,801.2)	4,607 (4,864.2)
	人分	239 (232.8)	234 (236.4)	256 (259.7)	249 (252.7)	238 (245.5)	243 (244.3)

※表中上段は各年度の3月分実績。また、表中下段()内は各年度の月あたり平均実績。
令和2年度は9月分実績（上段）及び9月分までの平均実績（下段）。

【第6期サービスの見込量】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
4,900 人日分	4,900 人日分	4,900 人日分
245 人分	245 人分	245

【考え方】

令和元年度までの実績数値を基礎に、今後の利用者の伸びや日中活動の場に対するニーズ等を勘案し、サービス見込量を算出しています。

利用者数は、ほぼ横ばいで前期実績数同程度を見込んでいます。

(2) 自立訓練（機能訓練）

【サービスの概要】

サービス名	内容
自立訓練（機能訓練）	入所施設、病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図る上で身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な人、また特別支援学校を卒業し、身体機能の維持・回復等の支援が必要な人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限（原則1年6か月）の支援計画に基づき、理学療法・作業療法その他生活等に関する必要な相談等の支援を行います。

【第4・5期サービスの見込量と実績】

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立訓練 （機能訓練）	人日分	20	20	20	10	10	10
	人分	1	1	1	1	1	1
実績	人日分	0 (2.9)	0 (10.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	16 (7.2)	20 (17.5)
	人分	0 (0.2)	0 (1.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.5)	1 (1.0)

※表中上段は各年度の3月分実績。また、表中下段()内は各年度の月あたり平均実績。
令和2年度は9月分実績（上段）及び9月分までの平均実績（下段）。

【第6期サービスの見込量】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
10人日分	10人日分	10人日分
1人分	1人分	1人分

【考え方】

令和元年度までの実績数値を基礎に、サービス提供事業所の状況等を勘案し、サービス見込量を算出しています。

利用者数はほぼ横ばいで、市内に事業所がないため、前期見込量と同程度を見込んでいます。

(3) 自立訓練（生活訓練）

【サービスの概要】

サービス名	内容
自立訓練（生活訓練）	入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図る上で生活能力の維持・向上等の支援が必要な人、また特別支援学校を卒業し、継続した通院により症状が安定している知的障害又は精神障害のある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限（原則2年間）の支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練等の支援を行います。

【第4・5期サービスの見込量と実績】

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立訓練	人日分	140	140	140	116	116	116
生活訓練	人分	14	14	14	7	7	7
実績	人日分	84 (113.4)	92 (106.2)	92 (115.8)	61 (66.6)	42 (46.6)	59 (62.8)
	人分	7 (8.1)	6 (7.3)	4 (5.6)	3 (3.1)	2 (2.1)	3 (2.8)

※表中上段は各年度の3月分実績。また、表中下段()内は各年度の月あたり平均実績。
令和2年度は9月分実績（上段）及び9月分までの平均実績（下段）。

【第6期サービスの見込量】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
80人日分	80人日分	80人日分
4人分	4人分	4人分

【考え方】

令和元年度までの実績数値を基礎に、国の地域移行方針や今後の利用者の動向、また入所・入院から地域生活へ移行を図る上で支援が必要な人、特別支援学校卒業予定者の状況等を勘案し、サービス見込量を算出しています。

利用者数はほぼ横ばいで見込んでいます。（市内事業所：1か所）

(4) 就労移行支援

【サービスの概要】

サービス名	内容
就労移行支援	一般就労を希望する65歳未満の障害のある人に対し、有期限（原則2年間）の支援計画に基づき、生産活動や職場体験を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、適性に応じた職場の開拓、就労後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行います。

【第4・5期サービスの見込量と実績】

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労移行支援	人日分	220	220	220	156	156	156
	人分	11	11	11	9	9	9
実績	人日分	146 (168.6)	112 (143.3)	111 (207.7)	39 (81.4)	34 (32.1)	52 (40.9)
	人分	8 (9.3)	7 (8.8)	6 (8.3)	2 (4.7)	2 (2.3)	7 (3.0)

※表中上段は各年度の3月分実績。また、表中下段()内は各年度の月あたり平均実績。

令和2年度は9月分実績（上段）及び9月分までの平均実績（下段）。

【第6期サービスの見込量】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
45人日分	45人日分	45人日分
6人分	6人分	6人分

【考え方】

令和元年度までの実績数値を基礎に、特別支援学校卒業予定者の状況等を勘案し、サービス見込量を算出しています。

特別支援学校卒業予定者による就労アセスメントの利用のほか、令和3年度以降の新たなサービス等による一般就労移行へのニーズの高まりが見込まれるものの、有期限のサービスであることから、サービス見込量はほぼ横ばいとなることを見込まれます。

(5) 就労継続支援 A 型

【サービスの概要】

サービス名	内容
就労継続支援 A 型	一般就労することが困難な者であって、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の障害のある人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、必要な知識・能力の向上を図る等の支援を行います。

【第 4・5 期サービスの見込量と実績】

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労継続支援 A 型	人日分	380	460	540	693	735	777
	人分	19	23	27	33	35	37
実績	人日分	681 (584.3)	582 (639.4)	1,115 (1,102.8)	1,031 (1,054.3)	782 (774.5)	609 (722.8)
	人分	33 (27.9)	28 (30.8)	53 (50.7)	48 (48.9)	37 (36.2)	34 (35.2)

※表中上段は各年度の3月分実績。また、表中下段()内は各年度の月あたり平均実績。
令和2年度は9月分実績(上段)及び9月分までの平均実績(下段)。

【第 6 期サービスの見込量】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
777 人日分	777 人日分	777 人日分
37 人分	37 人分	37 人分

【考え方】

令和元年度までの実績数値を基礎に、就労ニーズ等を勘案し、サービス見込量を算出しています。

障害種別にみると精神障害者の伸び率が高いものの、令和元年度以降減少。一般企業の労働環境での就労が困難な方で就労継続支援 B 型の作業所に比べ雇用契約に基づいた就労と訓練を希望される方にとってはニーズが高く、市内2か所の事業所受け入れ定員を基に算出しています。

(6) 就労継続支援B型

【サービスの概要】

サービス名	内容
就労継続支援B型	一般企業等での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な人や就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人等に、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに、その他の就労への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。

【第4・5期サービスの見込量と実績】

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労継続支援B型	人日分	3,492	3,546	3,600	3,570	3,612	3,654
	人分	194	197	200	170	172	174
実績	人日分	3,033 (3,247.0)	3,135 (3,254.8)	5,534 (5,485.6)	3,964 (4,195.0)	3,214 (3,506.2)	3,266 (3,496.3)
	人分	171 (173.7)	171 (172.6)	258 (262.6)	216 (215.1)	178 (182.6)	180 (179.8)

※表中上段は各年度の3月分実績。また、表中下段()内は各年度の月あたり平均実績。

令和2年度は9月分実績(上段)及び9月分までの平均実績(下段)。

【第6期サービスの見込量】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
3,600人日分	3,600人日分	3,600人日分
180人分	180人分	180人分

【考え方】

令和元年度までの実績数値を基礎に、今後の利用者の伸びや特別支援学校卒業予定者の状況等を勘案し、サービス見込量を算出しています。

平成27年度以降、特別支援学校卒業生の利用や施設から地域生活への移行があるものの、ほぼ横ばいで推移することが見込まれます。

(7) 療養介護

【サービスの概要】

サービス名	内容
療養介護	病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、障害支援区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、また障害支援区分5以上である筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

【第4・5期サービスの見込量と実績】

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
療養介護	人分	13	13	13	13	13	13
実績	人分	12 (10.9)	11 (11.0)	11 (11.0)	13 (13.0)	13 (13.0)	14 (13.3)

※表中上段は各年度の3月分実績。また、表中下段()内は各年度の月あたり平均実績。
令和2年度は9月分実績(上段)及び9月分までの平均実績(下段)。

【第6期サービスの見込量】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
15人分	15人分	15人分

【考え方】

令和元年度までの実績数値を基礎に、長期入院等からの移行見込みも踏まえ、今後の利用者数を算出しています。

(8) 短期入所

【サービスの概要】

サービス名	内容
短期入所	居宅で介護する人が病気等で介護できなくなった時等、障害のある人を施設において短期間、夜間も含め入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

【第4・5期サービスの見込量と実績】

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
短期入所	人日分	175	200	225	346	415	498
	人分	35	40	45	43	46	49
実績	人日分	251 (203.0)	279 (292.8)	421 (344.3)	340 (377.7)	397 (396.4)	375 (357.3)
	人分	37 (33.6)	30 (36.2)	47 (45.6)	37 (45.7)	42 (51.3)	36 (31.5)

※表中上段は各年度の3月分実績。また、表中下段()内は各年度の月あたり平均実績。
令和2年度は9月分実績(上段)及び9月分までの平均実績(下段)。

【第6期サービスの見込量】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
450人日分	459人日分	468人日分
50人分	51人分	52人分

【考え方】

令和元年度までの実績数値を基礎に、家族の一時的な休息や緊急時の対応等、今後も増加が見込まれるニーズを勘案し、サービス見込量を算出しています。

主たる介護者のレスパイトや緊急時の対応等の他、施設等入所を目的とする長期継続的な利用が増えており、今後も利用増加が見込まれます。

参考：平成28年度、市立弥栄病院・久美浜病院の2か所、医療的ケア児者の受入開始

(9) 就労定着支援

【サービスの概要】

サービス名	内容
就労定着支援	福祉施設から一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者を対象に、課題の把握を行うとともに、企業・自宅等への訪問や利用者の来所により、生活リズムや家計、体調管理等の課題解決に向けて、会社との連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

【第5期サービスの見込量と実績】

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労定着支援	人日分	20	20	20
	人分	4	4	4
実績	人日分	3 (0.8)	0 (0.0)	0 (0.0)
	人分	1 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)

※表中上段は各年度の3月分実績。また、表中下段()内は各年度の月あたり平均実績。

令和2年度は9月分実績(上段)及び9月分までの平均実績(下段)。

【第6期サービスの見込量】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
10人日分	10人日分	10人日分
2人分	2人分	2人分

※平成30年度に創設された事業。

【考え方】

国の指針を踏まえ、令和元年度までの一般就労実績等を勘案し、サービス見込量を算出しています。

日中活動系サービスの見込量確保の方策

「生活介護」や「就労移行支援」「就労継続支援A型・B型」については、特別支援学校卒業予定者の就労アセスメント等を踏まえ、今後も微増が見込まれるため、サービス提供事業所や自立支援協議会と連携しながら、必要量の確保に努めます。

また、平成30年度から新たに創設された「就労定着支援事業」については、一般就労へのニーズの高まりが見込まれるも、市内に事業所が無い場合、事業所の参入を促進するとともに、関係機関と連携し、就労先の拡大等につながる支援対策を検討していきます。

さらに令和2年度に策定した「京丹後市障害者活躍推進計画」の考え方に沿って、市役所が積極的に障害者雇用の拡大に向けて取り組み、障害のある人もない人も共に活躍できる真の共生社会を目指します。

「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」については、支援学校卒業予定者の利用が見込まれますが、実績はほぼ横ばいであり、有期限のサービスであることから、サービス提供事業所と連携し、必要量の確保を図ります。

「療養介護」についても利用実績は、2年に1人ずつ増えている状況であり、京都府及び関係機関、サービス提供事業所等と連携し、必要量を提供できるよう努めます。

3 居住系サービスの見込量と今後の方向性

(1) 共同生活援助（グループホーム）

【サービスの概要】

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	障害のある人を対象に、主として夜間において、共同生活を営む住居において相談、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事及びその他の日常生活上の援助を行います。

【第4・5期サービスの見込量と実績】

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
共同生活援助 (グループホーム)	人分	72	76	82	80	88	91
実績	人分	70 (68.0)	78 (73.7)	83 (81.7)	95 (78.5)	101 (79.5)	100 (78.5)

※表中上段は各年度の3月分実績。また、表中下段()内は各年度の月あたり平均実績。
令和2年度は9月分実績（上段）及び9月分までの平均実績（下段）。

【第6期サービスの見込量】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
100人分	100人分	108人分

【考え方】

令和元年度までの実績数値を基礎に、主たる介護者の高齢化等による利用ニーズ増加を勘案し、サービス見込量を算出しています。

支給決定者、利用実績とも増加傾向で、将来の生活に対する不安から、今後も利用者数の増加が見込まれます。

法人等と協議を重ねながらグループホームの建設について進めていきます。

(2) 施設入所支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
施設入所支援	生活介護を受けている障害支援区分4（50歳以上の場合は区分3）以上の人、あるいは自立訓練又は就労移行支援を受けている人で、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、又は地域の社会資源の状況やその他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人を対象に、夜間や休日に入浴・排せつ・食事等の介護、生活に関する相談等、必要な日常生活上の支援を行います。

【第4・5期サービスの見込量と実績】

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設入所支援	人分	101	100	98	98	98	97
実績	人分	98 (97.7)	97 (97.6)	101 (101.3)	98 (97.8)	97 (94.6)	96 (94.3)

※表中上段は各年度の3月分実績。また、表中下段()内は各年度の月あたり平均実績。

令和2年度は9月分実績（上段）及び9月分までの平均実績（下段）。

【第6期サービスの見込量】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
96人分	95人分	94人分

【考え方】

令和元年度までの実績数値を基礎に、地域生活への移行人数、利用ニーズ等を勘案し、サービス見込量を算出しています。

施設入所者数は、ほぼ横ばいに推移しており、利用者は障害支援区分6の重度障害者が約半数を占めることから、地域移行は難しいと思われます。

(3) 自立生活援助

【サービスの概要】

サービス名	内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。 対象者は定期的な巡回訪問又は随時通報による必要な情報の提供及び助言その他の援助が必要な障害者で、かつ居宅において単身（同居家族が障害、疾病等に該当する場合を含む）のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者とします。

【第5期サービスの見込量と実績】

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	人分	2	2	2
実績	人分	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

※表中上段は各年度の3月分実績。また、表中下段()内は各年度の月あたり平均実績。
令和2年度は9月分実績（上段）及び9月分までの平均実績（下段）。

【第6期サービスの見込量】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1人分	1人分	1人分

【考え方】

国の指針を踏まえ、地域生活への移行の可能性のある人数を推計し、サービス見込量を算出しています。

居住系サービスの見込量確保の方策

「共同生活援助（グループホーム）」については、主たる介護者である家族の高齢化が進むなか、将来にわたって安心して生活できる生活の拠点として、これまで以上にニーズの増加が予測されるため、サービス提供事業所や自立支援協議会と連携しながら、受入先の拡大を促進していきます。

また、グループホームの建設が進むよう、法人等へ市有未利用地の利活用等の情報提供に努め、協議を進めていきます。

4 計画相談支援等の見込量と今後の方向性

サービス等利用計画については、平成 27 年 4 月以降、市町村が支給要否決定を行うに当たり、原則としてすべての障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障害者等を対象とする取り扱いとされていることから、相談支援の充実が図られるよう進めています。

(1) 計画相談支援

【サービスの概要】

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障害のある人を対象に、支給決定又は支給決定の変更前後に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等利用状況のモニタリングを行います。

【第 4・5 期サービスの見込量と実績】

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談支援	人分	110	110	110	130	130	130
実績	人分	129.7	123.4	127.9	123.8	147.7	164.7

※各年度の月あたり平均実績。令和 2 年度は 9 月分までの平均実績。

【第 6 期サービスの見込量】

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
150 人分	150 人分	150 人分

【考え方】

令和元年度までの実績数値を基礎に、今後のサービス等利用者の伸び、計画作成の必要な人の推計を踏まえ、サービス見込量（モニタリングを含む）を算出しています。

(2) 地域移行支援

【サービスの概要】

サービス名	内容
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人、又は入院している精神障害のある人を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行います。

【第4・5期サービスの見込量と実績】

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域移行支援	人分	2	2	2	1	1	1
実績	人分	0.0	0.5	0.0	0.2	0.0	0.0

※各年度の月あたり平均実績。令和2年度は9月分までの平均実績。

【第6期サービスの見込量】 人/月

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1人分	1人分	1人分

【考え方】

本事業の担い手である相談支援専門員や、地域で利用者を支える資源（ヘルパー、医療連携体制等）の不足等の課題を踏まえつつ、地域移行に係る数値目標等から、地域生活への移行の可能性のある人数を推計し、利用者数を算出しています。

(3) 地域定着支援

【サービスの概要】

サービス名	内容
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障害のある人等に対し、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談や対応を行います。

【第4・5期サービスの見込量と実績】

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域定着支援	人分	2	2	2	1	1	1
実績	人分	0.6	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0

※各年度の月あたり平均実績。令和2年度は9月分までの平均実績。

【第6期サービスの見込量】 人/月

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1人分	1人分	1人分

【考え方】

地域移行に係る数値目標等から、地域生活への移行の可能性のある人数を推計するとともに、そのうち居宅での一人暮らしが見込まれる利用者数を算出しています。

計画相談支援等の見込量確保の方策

「計画相談支援等」については、障害福祉サービス支給決定に係るプロセスの見直しにより、平成27年4月以降、原則としてすべての障害福祉サービスまたは地域相談支援の利用にあたり、提出を必要とされています。このため、利用量が大幅に増加し、サービス等利用希望者数に対し、相談支援専門員の業務が過大となっています。

施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行が推進されるなかで、引き続き相談支援専門員育成のための研修機会等の確保等に努め、相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、サービス等利用計画作成に必要な人材及び事業運営体制を確保していくこととします。また、基幹相談支援センターのあり方を含め、医療・保健、福祉関係者による包括的なケア体制の構築ができるよう、京都府と連携・協議を進めます。

【指定障害福祉サービス等の必要量の見込み一覧】（1か月あたりの見込量）

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系	居宅介護	時間分 (人分)	2,750 (133)	2,765 (134)	2,780 (135)
	重度訪問介護				
	同行援護				
	行動援護				
	重度障害者等包括支援				
日中活動系	生活介護	人日分 (人分)	4,900 (245)	4,900 (245)	4,900 (245)
	自立訓練 (機能訓練)	人日分 (人分)	10 (1)	10 (1)	10 (1)
	自立訓練 (生活訓練)	人日分 (人分)	80 (4)	80 (4)	80 (4)
	就労移行支援	人日分 (人分)	45 (6)	45 (6)	45 (6)
	就労継続支援 (A型)	人日分 (人分)	777 (37)	777 (37)	777 (37)
	就労継続支援 (B型)	人日分 (人分)	3,600 (180)	3,600 (180)	3,600 (180)
	療養介護	人分	15	15	15
	短期入所	人日分 (人分)	450 (50)	459 (51)	468 (52)
	就労定着支援	人日分 (人分)	10 (2)	10 (2)	10 (2)
居住系	共同生活援助 (GH)	人分	100	100	108
	施設入所支援	人分	96	95	94
	自立生活援助	人分	1	1	1
計画相談 支援等	計画相談支援	人分	150	150	150
	地域移行支援	人分	1	1	1
	地域定着支援	人分	1	1	1

※単位が「時間」の場合は1か月あたりの延べ時間数。「人日」の場合は1か月あたりの利用者数に1人あたりの月平均利用日数を乗じた数値。「人」の場合は1か月あたりの利用者数。

第2節 地域生活支援事業の推進

1 必須事業

(1) 相談支援事業

【サービスの概要】

サービス名	内容
相談支援事業	福祉サービスの利用調整や地域生活に関する各種相談に応じる事業です。

【サービスの見込量】

サービス名	実績見込	見込量		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	2か所	2か所	2か所	2か所
自立支援協議会	有	有		

【考え方】

相談支援体制の充実を図るため、相談支援事業所連携会議や自立支援協議会で地域生活支援拠点等の在り方を協議し、令和5年度設置に向けて検討します。

(2) 成年後見制度利用支援事業

【サービスの概要】

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	知的、精神障害等のために十分判断できない方の権利を守る事業です。

【サービスの見込量】

サービス名	実績見込	見込量		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	3件	5件	5件	5件

【考え方】

高齢、独居の障害者が増えているなか、今後も利用料は増える見込みです。

相談や普及啓発など、権利擁護の中核的な機関である「成年後見サポートセンター」を設置し、専門職等との連携体制を構築しながらその機能充実を図ります。

(3) 意思疎通支援事業

【サービスの概要】

サービス名	内容
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能に障害のある人に、手話通訳者や要約筆記者を派遣したり、また手話通訳者を設置する事業を通して、意思疎通が図られるよう支援する事業です。

【第4・5期サービスの見込量と実績】

見込量	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
	400	410	420	200	200	200
派遣者数 (手話・要約筆記者)	314	205	180	233	255	300
設置者数 (手話通訳者)	1	1	1	1	1	1

※表中「派遣数」は各年度の実績。令和2年度は9月分までの実績を基に年間見込みを算出。

【第6期サービスの見込量】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
派遣者数(手話・要約筆記者)	300	300	300
設置者数(手話通訳者)	1	1	1

【考え方】

聴覚・言語障害者に対し手話通訳者や要約筆記者を派遣することにより、社会生活における自立と社会参加促進及び生活の質の向上を図ります。聴覚・言語障害者のニーズを勘案してサービス見込量を算出しています。

(4) 手話奉仕員養成研修事業

【サービスの概要】

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員を養成する奉仕員養成事業を実施します。

【第4・5期サービスの見込量と実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	登録者数	登録者数	登録者数	登録者数	登録者数	登録者数
手話通訳者 登録見込者数	10	11	12	11	11	11
実績	10	10	10	10	10	10

※令和2年度は9月時点における見込数値。

【第6期サービスの見込量】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者登録見込者数	11	11	11

【考え方】

聴覚・言語障害者に対し手話奉仕員を養成することにより、社会生活における自立と社会参加促進支援をします。通訳者の高齢化や、昼間に活動できる奉仕員の確保が重要な課題になっており、聴覚・言語障害者のニーズを勘案してサービス見込量を算出しています。

(5) 日常生活用具給付等事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
日常生活用具給付等事業	障害のある人に日常生活用具を給付する事業です。

【第4・5期サービスの見込量と実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	年間件数	年間件数	年間件数	年間件数	年間件数	年間件数
見込量 合計	1,918	1,978	2,038	1,902	1,932	1,962
実績 合計	1,636	1,742	1,771	1,737	1,625	1,679
介護・訓練支援用具	7	8	9	5	5	5
実績	3	2	0	8	1	5
自立生活支援用具	25	25	26	22	22	22
実績	22	14	20	14	10	10
在宅療養等支援用具	11	13	15	10	10	10
実績	7	9	15	14	9	11
排泄管理支援用具	1,850	1,900	1,950	1,820	1,845	1,870
実績	1,576	1,682	1,712	1,687	1,581	1,639
情報・意思疎通支援用具	18	24	30	35	40	45
実績	19	27	19	11	19	10
住宅改修費	7	8	8	10	10	10
実績	9	8	5	3	5	4

※令和2年度は9月時点における見込数値。

【第5期サービスの見込量】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付等見込件数合計	1,760	1,760	1,760
介護・訓練支援用具	5	5	5
自立生活支援用具	15	15	15
在宅療養等支援用具	10	10	10
排泄管理支援用具	1,700	1,700	1,700
情報・意思疎通支援用具	25	25	25
住宅改修費	5	5	5

【考え方】

身体障害者や知的障害者、障害児、難病患者等に対し、日常生活を送るうえで必要な用具を給付することにより、福祉の向上を図ります。令和元年度までの給付実績を基礎に、利用者のニーズを勘案し、サービス見込量を算出しています。

(6) 移動支援事業

【サービスの概要】

サービス名	内容
移動支援事業	視覚障害者や全身性障害者(注)、知的障害者、精神障害者等が外出する際の支援をする事業です。

【第4・5期サービスの見込量と実績】

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
見込量	延利用者数	348	372	396	430	440	450
	延利用時間数	5,080	5,431	5,781	4,730	4,840	4,950
実績	延利用者数	316	364	374	327	293	210
	延利用時間数	4,359	4,157	4,307	4,221	3,877	3,140

※令和2年度は9月時点における見込数値。

【第6期サービスの見込量】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者数	330	330	330
延利用時間数	4,290	4,290	4,290

【考え方】

障害のある人が移動する際に支援を行うことにより、社会参加の促進等を図ります。利用者のニーズを勘案し、サービス見込量を算出しています。

(注) 全身性障害…身体障害者手帳の交付を受けた障害者（児）であって、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する肢体不自由の障害程度等級が1級で、両上肢及び両下肢（移動機能障害を含む。）の機能の障害のある者もしくはこれと同等と市長が認める者

(7) 地域活動支援センター事業

【サービスの概要】

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	創作的活動や社会交流活動等、障害者の日中活動を支援する事業です。

【第4・5期サービスの見込量と実績】

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
見込量	か所数	3	3	3	3	3	3
	延利用者数	12,476	13,100	13,755	12,100	12,100	12,100
実績	か所数	3	3	3	3	3	3
	延利用者数	11,524	12,051	11,781	11,872	11,348	10,204

※令和2年度は9月時点における見込数値。

【第6期サービスの見込量】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
か所数	3	3	3
利用者数	12,000	12,000	12,000

【考え方】

創作的活動や社会交流活動等、障害者の日中活動の支援を行います。利用者のニーズを勘案し、サービス見込量を算出しています。

必須事業の見込量確保の方策

「相談支援事業」については、相談支援事業所連携会議で基幹相談支援センターのあり方を含め、課題の検証と体制の確保が図られるよう協議をし、自立支援協議会と連携しながら、相談体制の充実に努めます。また、障害のある人が可能な限り住み慣れた地域で支援を受けられるよう、自立支援協議会において、地域生活支援拠点の整備を含め、事例研究を行うとともに、地域課題を解決するための体制づくりを進めます。

また、権利擁護支援体制について、成年後見サポートセンターの設置に向けて検討を進めます。

「意思疎通支援事業」については、手話通訳者の不足が課題であり、関係事業所等と連携し、研修機会等の情報発信に努め、必要なサービス量を確保するとともに、「日常生活用具給付等事業」については、障害のある人が生活の質の向上を図ることができるよう、障害の特性に合わせた適切な用具の給付を行います。

「移動支援事業」については、障害のある人の社会参加を支援するサービスとして今後も事業量の増加が見込まれるため、京都府や近隣自治体、サービス提供事業所と連携し、見込量の確保に努めます。また、研修に関する情報提供や参加を働きかける等、介護従事者の育成と確保を図ります。

2 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

【サービスの概要】

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な在宅の身体障害のある人に、訪問により居宅において入浴サービスを提供する事業です。

【第4・5期サービスの見込量と実績】

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
見込量	か所数	4	4	4	4	4	4
	延利用者数	360	360	360	360	360	360
実績	か所数	4	4	4	2	2	1
	延利用者数	237	247	231	137	127	45

※令和2年度は9月時点における見込数値。

【第6期サービスの見込量】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
か所数	2	2	2
延利用者数	140	140	140

【考え方】

入浴が困難な在宅の身体障害のある人に、居宅で入浴サービスの提供を図ります。介助をしている家族等のニーズを勘案し、サービス見込量を算出しています。

サービス提供事業所の休止が続く中、訪問入浴以外での入浴サービスの検討も進めません。

(2) 日中一時支援事業

【サービスの概要】

サービス名	内容
日中一時支援事業	障害のある人に対して、日中における活動の場の確保と、家族の就労支援や一時的な休息等を支援します。

【第4・5期サービスの見込量と実績】

障害者日中一時

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
見込量	か所数	10	10	10	10	10	10
	延利用者数	5,500	5,600	5,700	5,050	5,050	5,050
実績	か所数	12	10	10	10	10	10
	延利用者数	4,855	4,937	5,513	5,823	5,687	5,882

児童日中一時

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
見込量	か所数	3	4	4	3	3	3
	延利用者数	5,600	5,800	6,000	5,500	5,500	5,500
実績	か所数	2	2	2	2	3	3
	延利用者数	4,967	4,687	4,284	4,557	4,482	4,022

※令和2年度は9月時点における見込数値。

【第6期サービスの見込量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者日中一時支援事業	か所数	10	10	10
	延利用者数	5,900	5,900	5,900
児童日中一時支援事業	か所数	4	4	4
	延利用者数	5,000	5,000	5,000

【考え方】

・ 障害者日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、一時的に施設で預かります。対象者のニーズを勘案し、必要な事業量を確保するための見直しを行い、サービス見込量を算出しています。

・ 児童日中一時支援事業

特別支援学校等に在籍している児童に、放課後や長期休暇期間中の活動の場を提供します。現在、箇所数が少ないため、自宅から離れた地域での利用者もあり、送迎時間等の課題があげられています。また、障害者日中一時支援事業の中に一時的に障害児日中一時支援事業を実施している事業所もあります。保護者等のニーズを勘案し、サービス提供事業所と事業体制を検討しながら、各地域で事業展開ができるよう基盤整備を目指すとともに、必要な事業量を確保するための見直しを行い、サービス見込量を算出しています。

(3) 生活訓練等事業

【サービスの概要】

サービス名	内容
生活訓練等事業	精神障害のある人に対して、レクリエーション、創作や季節の行事等を実施する精神障害者社会復帰教室を実施します。また、障害のある人に対して、グループホームを利用して、主に夜間及び休日において日常生活上必要な訓練・指導を行う障害者共同生活支援事業を実施します。

【第5期のサービスの実績】

サービス名	単位	実績		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
精神障害者社会復帰教室	か所数	3	2	2
障害者共同生活支援事業	か所数	4	4	4

※令和2年度は9月時点における見込数値。

【第6期サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者社会復帰教室	か所数	2	2	2
障害者共同生活支援事業	か所数	4	4	4

【考え方】

- 精神障害者社会復帰教室

精神障害のある人に対して、レクリエーションや創作活動、季節の行事等の教室を開催し、社会復帰を促進します。

- 障害者共同生活支援事業

グループホームを利用して、夜間及び休日における共同生活の訓練を行い、地域生活を進めるための支援を行います。市内のグループホーム4か所で実施します。

(4) 生活サポート事業

【サービスの概要】

サービス名	内容
生活サポート事業	在宅で生活する障害のある人に対して、ホームヘルパーを派遣し、日常生活に関する支援や家事に対する支援を行う事業です。

【第5期のサービスの実績】

サービス名	単位	実績		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活サポート事業	か所数	2	2	2

※令和2年度は9月時点における見込数値。

【第6期のサービスの見込量】

サービス名	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活サポート事業	か所数	2	2	2

【考え方】

介護給付支給決定者以外の障害のある人に対し、日常生活に関する支援や、家事に対する支援を行います。引き続き2か所で実施していきます。

(5) 社会参加促進事業

【サービスの概要】

サービス名	内容
社会参加促進事業	視覚・聴覚言語障害のある人の社会研修や、要約筆記奉仕員を養成する奉仕員養成事業を実施します。また、障害のある人の自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する自動車運転免許取得・改造助成事業を実施します。

【第5期のサービスの実績】

サービス名	単位	実績		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
視覚・聴覚障害者研修	か所数	2	2	2
要約筆記奉仕員登録者数	延登録者数	90	92	94
自動車運転免許取得教習費助成	延利用件数	2	4	0
自動車改造助成	延利用件数	3	0	1

※令和2年度は9月時点における見込数値。

【第6期のサービスの見込量】

サービス名	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
視覚・聴覚障害者研修	か所数	2	2	2
要約筆記奉仕員登録者数	延登録者数	90	92	94
自動車運転免許取得教習費助成	延利用件数	2	2	2
自動車改造助成	延利用件数	2	2	2

※見込量は年度分。

任意事業の見込量確保の方策

各事業の利用状況を把握し、障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう関係機関、障害者団体、サービス提供事業所等と連携し、事業を実施していきます。

また、「児童日中一時支援事業」については、ニーズが高く、今後も利用の増加が予測されることから、サービス提供事業所と連携しながら、利用定員の拡大と新たな事業所の参入を促進していきます。

【地域生活支援事業の必要量見込み一覧】（年度あたりの見込量）

事業種別	摘要	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	か所数	か所	2	2	2
自立支援協議会	実施の有無	有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	相談件数	件	5	5	5
意思疎通支援事業	派遣見込者数	人	300	300	300
	設置見込者数	人	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	登録見込数	人	11	11	11
日常生活用具給付等事業	年間件数	件	1,761	1,761	1,761
介護・訓練支援用具	年間件数	件	5	5	5
自立生活支援用具	年間件数	件	15	15	15
在宅療養等支援用具	年間件数	件	10	10	10
排泄管理支援用具	年間件数	件	1,700	1,700	1,700
情報・意思疎通支援用具	年間件数	件	25	25	25
住宅改修費	年間件数	件	6	6	6
移動支援事業	延利用者数	人	330	330	330
	延時間数	時間	4,290	4,290	4,290
地域活動支援センター事業	か所数	か所	3	3	3
	延利用者数	人	12,000	12,000	12,000

事業種別	摘要	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	か所数	か所	2	2	2
	延利用者数	人	140	140	140
障害者日中一時支援事業	か所数	か所	10	10	10
	延利用者数	人	5,900	5,900	5,900
児童日中一時支援事業	か所数	か所	4	4	4
	延利用者数	人	5,000	5,000	5,000
精神障害者社会復帰教室	か所数	か所	2	2	2
障害者共同生活支援事業	か所数	か所	4	4	4
生活サポート事業	か所数	か所	2	2	2
視覚・聴覚障害者研修	か所数	か所	2	2	2
要約筆記奉仕員登録者数	延登録者数	人	90	92	94
自動車運転免許取得教習費助成	延利用件数	件	2	2	2
自動車改造助成	延利用件数	件	2	2	2

※単位が「人」の場合は1年間の延べ利用人数。「件」の場合は1年間の延べ件数。「時間」の場合は1年間の延べ利用時間数。「か所」は実施箇所数。

第5章 障害児福祉計画

第1節 児童福祉法等の概要

障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため、厚生労働大臣が定める「基本指針」に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する「障害福祉計画」を定めています。

なお、児童福祉法の規定に基づき、京丹後市障害児福祉計画は京丹後市障害福祉計画と一体のものとして策定しています。

第2節 障害児通所支援の推進

(1) 児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援の推進

【事業の概要】

サービス名	内容
児童発達支援	身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）、療育が必要と認められた児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等の児童発達支援に加え、治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児等の重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

【第4・5期サービスの実績】

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	人日/月	163 (149.3)	148 (155.1)	183 (168.5)	170 (159.8)	185 (163.9)	162 (170.7)
	人/月	60 (45.3)	60 (51.1)	72 (69.4)	70 (60.0)	85 (71.0)	76 (67.5)
医療型児童 発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	平成30年4月～			0	0	0
	人/月				0	0	0

※表中上段は各年度の3月分実績。また、表中下段()内は各年度の月あたり平均実績。

令和2年度は9月分実績(上段)及び9月分までの平均実績(下段)。

※医療型児童発達支援に係る支給実績なし。

【第6期のサービスの見込量】

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	170人日分	175人日分	180人日分
	68人分	70人分	72人分
医療型児童発達支援	3人日分	3人日分	3人日分
	1人分	1人分	1人分
居宅訪問型 児童発達支援	3人日分	3人日分	3人日分
	1人分	1人分	1人分

【考え方】

児童発達支援については、市町村が支給決定を行い、費用を支弁することとなります。そのため、円滑に事業を運営できるよう、関係機関、サービス提供事業所と連携し、実施体制の充実を図ります。令和元年度までの実績数値を基礎に今後の予定利用者数と利用者のニーズを勘案し、見込量を算出しています。

医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援については、市内に実施事業所がないため、京都府、関係機関、近隣の自治体と連携をしながら、サービスの円滑な提供のための基盤整備を進めていきます。

(2) 放課後等デイサービスの推進

【事業の概要】

サービス名	内容
放課後等デイサービス	学校在学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童の放課後等の居場所を提供します。

【第4・5期のサービスの実績】

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
放課後等 デイサービス	人日分	114 (141.7)	94 (148.3)	209 (151.3)	211 (219.2)	187 (213.5)	212 (175.3)
	人分	28 (29.3)	33 (36.5)	44 (37.4)	55 (52.3)	51 (55.4)	52 (48.2)

※表中上段は各年度の3月分実績。また、表中下段()内は各年度の月あたり平均実績。
令和2年度は9月分実績(上段)及び9月分までの平均実績(下段)。

【第6期のサービスの見込量】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
212人日分	216人日分	220人日分
53人分	54人分	55人分

【考え方】

サービス提供事業所と連携し、サービス実施体制の確保を図ります。今後の利用者人数等を勘案し、見込量を算出しています。

サービス提供事業所が市内1か所であるため利用ニーズに合ったサービス提供が困難な状況です。新規事業所の開拓も図りながら、必要なサービス量の確保に努めます。

(3) 保育所等訪問支援の推進

【事業の概要】

サービス名	内容
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある児童、又は今後利用する予定の障害のある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

【第4・5期のサービスの実績】

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育所等 訪問支援	人日分	1 (1.8)	0 (1.8)	1 (2.6)	10 (5.1)	3 (5.7)	3 (5.2)
	人分	1 (1.7)	0 (1.8)	1 (2.6)	10 (5.1)	3 (5.7)	3 (6.0)

※表中上段は各年度の3月分実績。また、表中下段()内は各年度の月あたり平均実績。
令和2年度は9月分実績(上段)及び9月分までの平均実績(下段)。

【第6期のサービスの見込量】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
6人日分	6人日分	7人日分
6人分	6人分	7人分

【考え方】

この事業は個別給付のため、保護者の障害受容が前提となります。関係機関及びサービス提供事業所と連携し、適切な支援を提供できるよう実施体制の確保を図ります。

本市全体の児童数は減少傾向にあり、障害のある児童数と利用ニーズを勘案し、見込量を算出しています。

第3節 障害児相談支援の推進

【事業の概要】

サービス名	内容
障害児相談支援	児童発達支援及び放課後等デイサービス等を利用するすべての障害児を対象に、支給決定前又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

【第4・5期のサービスの実績】

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害児 相談支援	人分	24	16	25.3	35.5	37.3	38.3

※各年度の月あたり平均実績。令和2年度は9月分までの平均実績。

【第6期のサービスの見込量】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
38人分	38人分	38人分

【考え方】

児童発達支援及び放課後等デイサービス等を利用するすべての障害児が対象となるため、相談支援専門員の研修体系にあわせて、京都府や関係機関等と連携して相談支援専門員の確保及び質の向上を図ります。

医療的ケア児の協議の場については、新たに設置せずに、京都府圏域自立支援協議会と連携しながら、自立支援協議会の各専門部会等で課題について検証・協議を進めます。

第6章 計画の推進体制の構築

第1節 地域との連携

障害のある人に対する施策を推進していくためには、地域住民をはじめ、サービス提供事業者、ボランティア・NPO、民間企業、関係機関等との連携・協働が重要となります。そのため、自立支援協議会等の機会を通して連携を深めるとともに、地域住民やボランティア等の地域福祉活動との連携・協働体制づくりを進めていきます。

第2節 保健・医療との連携

障害のある人のニーズが多様化するなか、また重度障害者や難病患者への適切な対応や学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症、発達障害及び精神障害等への対応が求められるなか、障害のある人の地域生活を支えるサービスにおいても、保健・医療的なケアを含めた総合的なサービス提供が必要となります。そのため、自立支援協議会を活用し、医療機関、サービス提供事業所、関係各課等の保健・医療・福祉の連携を強化します。

第3節 庁内推進体制の整備

障害者福祉施策については、教育、保健・医療、福祉、雇用・就労、都市計画等、全庁的な取り組みが必要なことから、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

第7章 計画の点検・評価

京丹後市障害者計画は、京丹後市における障害者施策全般に関わる理念や基本的な方針・目標を定めた「基本計画」と、京丹後市における障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりや、障害福祉サービス等を確保するための方策等を事業計画として取りまとめた「障害福祉計画」との2部構成となっています。

「基本計画」は、障害のある人に対する施策全般を推進するものであり、今回見直しする「障害福祉計画」は、障害福祉サービスの円滑な提供とサービス基盤の整備を図る計画であることから、次期計画の策定期間に「健康と福祉のまちづくり審議会」及び「自立支援協議会」において点検・評価を行います。

また、本計画は、「第2次京丹後市総合計画」を上位計画としていることから、総合計画に定められた目標指標の達成を目指す計画として推進します。

■ 第2次京丹後市総合計画における目標値

指 標	目 標	目標年度
ホームヘルプサービス事業所数	12 事業所	2024(R6)
ショートステイサービス事業所数	15 施設	2024(R6)
グループホーム設置数	10 か所	2024(R6)